

入札公告（素材生産事業）

次のとおり総合評価落札方式（標準型）による一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和8年9月4日

分任支出負担行為担当官
安芸森林管理署長 里見 昌記

1 事業概要

- (1) 事業名 森林環境保全整備事業（大谷鹿伏山2003保育間伐【活用型】）
- (2) 等級 A
- (3) 事業場所 高知県安芸郡北川村久木 大谷鹿伏山国有林2003林班い小班外 2
- (4) 事業内容 保育間伐【活用型】 69.15ha 8,800m³
- (5) 履行期間 令和8年10月以降、同年度中において契約を締結した日を始期とし、令和10年度中において契約を完了する日を終期とする1年を超える期間（具体の履行期限は、入札参加者が技術提案書において提案した内容を踏まえて決定するものとする。）。)
- (6) 本事業は、提出された技術提案書に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の複数年度にわたる事業である。
- (7) 本事業は、入札及び契約を電子調達システム（以下「システム」という。）で行う対象案件である。なお、システムによりがたい場合は、「紙方式による参加届出書」を提出し紙入札に代えることができる。
- (8) 本事業は、賃上げを実施する企業等に対して総合評価における加点を行う事業である。

2 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和07・08・09年度全省庁統一資格の「物品の製造（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（令和7年1月31日）に基づき決定された等級が、本事業に対応している者であること。
なお、「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年法律第45号）第5条第1項に基づく認定を受けた事業主については、自己の等級の直近上位及び直近下位の等級に対応する事業に入札することができる。
- (3) 共同事業体にあつては、次のすべての要件を満たす者であること。
 - ア 協定書に基づき結成された共同事業体であること。（入札説明書参照）

- イ 競争制限とはならない共同事業体であること。
- ウ 構成員のすべてが、全省庁統一資格の「物品の製造（その他）」の資格を有すること。
- エ 構成員が単体で本事業に入札を行わないこと。
- オ 共同事業体の代表者の等級が本事業に対応していること。なお、代表者が林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく認定事業主である場合は、上記（２）のなお書きで読み替え適用する等級であること。

（４）令和07・08・09年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において「四国」を選択している者であること。

（５）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日）9（２）に規定する手続をした者を除く。）でないこと。

（６）平成23年4月1日から令和8年3月31日までの間に完了した本事業と同種の事業である「素材生産事業」を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請負に係る実績も含む。）を有する者であること。

「素材生産事業」とは、製品生産事業（立木販売を含む。）、森林環境保全整備事業（天然林受光伐、育成受光伐、誘導伐、保護伐、保育間伐活用型を含む。）で木材搬出を実施した事業。

（７）本事業と同種の事業について、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領」（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）による事業成績評定を受けた素材生産事業がある場合においては、入札しようとする者の2年間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。なお、共同事業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の事業に限る。

（８）本事業に配置を予定する技術者等（現場代理人）にあつては、入札参加者が直接雇用する技術者であるとともに、技術者の次の資格等のいずれかを有していること。

「技術士（森林部門）、林業技士、フォレストリーダー、フォレストマネージャー、フォレストワーカー3年目（林業作業士）の資格」又は「低コスト作業路企画者（技術者）養成研修、森林作業道作設オペレーター研修、高度架線技能者育成研修の履修者」。

なお、上記の資格等を有していない場合、本事業と同種の事業に従事した年が3年以上あり、事業の適正な実施が見込める者であること。

（９）本事業については、採用する搬出方法（架線系、車両系又は両方）に応じて労働安全衛生法等に基づき事業実施に必要な以下の特別教育修了者等を配置できること。

ア チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務に関する特別教育の修了者。

イ 林業架線作業主任者の免許取得者、機械集材装置の運転の業務に関する特別教育の修了者。

ウ 集材、造材、運搬、集積、積込等に使用する車両系木材伐出機械の運転においては、伐木等機械の運転の業務、走行集材機械の運転の業務及び簡易架線集材装置の運転の業務に関する特別教育の修了者。

エ 車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込み用及び掘削用）・（解体用）の修了者。

オ その他事業実施に当たり、必要に応じて玉掛け作業、はい積み作業、地山掘削作業主任者等の技能講習修了者。

- (10) 社会保険等に関して、以下に定める届出を全て行っている事業主（届出の義務がない者を除く。）であること。
ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (11) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）に沿って作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む。）。
- (12) 競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書」という。）並びに技術提案書及び確認資料（以下「提案書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (13) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
- (14) 本事業に係る提案書を提出すること及び提案書の「実施体制」が適正であること。

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び提案書を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び提案書の提出期間、提出先及び方法
ア 提出期間：令和8年9月7日から令和8年10月7日まで（システムによる場合は、システムのメンテナンス期間を除く。紙方式による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。）。）
イ 提出先：〒784-0044 高知県安芸市川北乙1773-6
安芸森林管理署総務グループ
電話 0887-34-3145
メールアドレス shikoku_aki@maff.go.jp
ウ 提出方法：システムを用いて提出すること。ただし、紙方式により参加する場合は発注者へ事前に連絡の上、代表者又はそれに代わる者が上記イの場所に持参にて提出すること。
エ 期限までに申請書及び提案書を提出しなかった者及び競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。
- (3) 競争参加資格確認結果の通知
提出された申請書による競争参加資格の確認結果については、令和8年10月13日までに通知する（システムで参加する場合はシステムにより、紙方式により参加する場合は紙により通知する。）。

4 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価の方法
本事業の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。
ア 入札説明書に示された必須項目（標準点）の基準を満たしている場合に標準点100点を付与する。
イ 競争参加有資格者ごとに評価項目の評価基準により評価点を算出し、最大91点の加算点

を付与する。

ウ 得られた標準点と加算点の合計点を当該入札者の入札価格で除して算出した数値（以下「評価値」という。）を用い、最も高い者を落札者とする。

その概要について以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記する。

（２）評価項目

総合評価における評価項目は次のとおりとする。

ア 必須項目

必須項目は実施体制に関する事項で、（ア）事業期間の設定の適切性、（イ）工程管理の適切性、（ウ）事業実施に必要な有資格者の有無の事項とする。

イ 加点項目

（ア）事業計画に関する事項

- ・事業計画上の考慮事項として「事業の手順等の工夫等」の適切性。
- ・事業計画の工程管理に係わる「技術的所見」の適切性。
- ・発注者が指定した課題「車両系と架線系の併用による作業の効率化への工夫」への対応の的確性。
- ・作業における品質確保として「品質を確保するための作業方法等の工夫等」の適切性。
- ・安全確保に向けた対策として「作業時の安全確保に向けた対策等」の妥当性。
- ・複数年度にわたる事業における効率化の工夫として「効率的な作業システムの構築」「森林作業道作設及び保全管理に関する取組み」の適切性。

（イ）企業の事業実績等に関する事項

（ウ）配置予定技術者等の能力に関する事項

（エ）地域への貢献に関する事項

（オ）企業の信頼性に関する事項

（カ）賃上げ実施に関する事項

※ アの項目で100点、イの項目の（ア）～（カ）の6項目で最大91点の加算点とする。

（３）技術提案により事業を実施する場合は、その提案書を提出すること。

併せて、技術提案が適正と認められない場合には、入札を辞退するか標準案で実施するかを提案書に明記すること。

（４）技術提案の採否の通知

提出された技術提案の評価については、理由を付して「技術提案についての通知書」により、令和8年10月26日までに通知する。

5 申請書及び提案書の内容のヒアリング

申請書及び提案書の内容のヒアリングは、原則として行わない。

なお、ヒアリングの必要が生じた場合は別途通知する。

6 現地説明会

参加を希望する者は、入札説明書の11のとおり連絡すること。

日 時：令和8年9月15日（火） 午前10時00分（雨天決行）

集合場所：高知県安芸郡北川村久木 大谷林道入口（県道沿い）

7 入札手続等

（１）担当部局 〒784-0044 高知県安芸市川北乙1773-6

安芸森林管理署総務グループ

電話 0887-34-3145

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

- ア 交付期間：令和8年9月4日から令和8年11月11日まで（システムによる場合は、システムのメンテナンス期間を除く。紙方式による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。））。
- イ 場 所：〒784-0044 高知県安芸市川北乙1773-6
安芸森林管理署総務グループ
電話 0887-34-3145
- ウ 方 法：原則として、インターネットを利用する方法により交付するものとする。
<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/ippan.html>
四国森林管理局ホームページの「公売・入札情報」「一般競争入札一覧」及び調達ポータル「調達情報」（交付を受ける場合、必要事項を正確に入力するとともに「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」と記載されているチェックボックスに必ずチェックを付すこと。）。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

- 入札書は、システムにより提出すること。紙入札を行う場合は、発注者へ事前に連絡の上、入札書を入札会場へ持参すること。郵送等による提出は認めない。
- なお、入札日時等に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格の確認通知書等により変更後の日時を通知する。
- ア システムによる場合は、令和8年11月10日午前9時00分から令和8年11月12日午前10時00分までに提出すること。
- イ 紙入札の場合は、令和8年11月12日午前10時00分までに提出すること。
- ウ 開札は、システムにより、令和8年11月12日午前10時00分に安芸森林管理署入札会場において行う。
- エ 紙入札の場合は、「競争参加資格確認通知書」の写しを持参すること。また、代理人が入札する場合は委任状も持参すること。

(4) 事業費内訳書の提出

- 第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書（任意様式可）の提出を求める。
- なお、事業費内訳書については、数量、単価、金額等を明らかにすること。

(5) 入札の無効

- 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は提案書に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

- ア 入札参加者は価格をもって入札し、評価値の最も高い者を落札者とする。
- なお、落札の条件は、次のとおりとする。
- （ア）入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。
- （イ）事業計画が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。
- イ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、システムの電子くじにより落札者を決定する。
- ウ 予定価格が1千万円を超える契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を

落札者とすることがある。

8 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否

本件は、契約手続を原則としてシステムで行う対象案件である。

システムによりがたい者は、発注者へ「紙方式による参加届出書」を提出しなければならない。

システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

紙契約方式に当たって使用する契約書は、別冊契約書案により作成するものとする。

なお、本契約においては、「国庫債務負担行為に係る契約の特則」を締結するものとし、別冊契約書案の閲覧期間、場所等については、上記7(2)のとおり。

(4) 支払条件

初年度の支払限度額は契約金額の3割程度とし、初年度の出来高予定額については、この額を超える相当額を設定するものとする。

(5) 全省庁統一資格を有していない者の参加

上記2(2)に掲げる全省庁統一資格を有していない者も上記3により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、入札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(2)イに同じ。

(7) 詳細は入札説明書及び入札者注意書による。

(8) 本事業については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設計変更等の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者による事業計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、必要に応じて請負金額の変更や事業期間の延長を行う。

(9) 本公告に係る請負契約における請負契約約款、標準仕様書及び森林管理局仕様書はこちらからダウンロードすること。

<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/content/document/index.html>

・国有林野事業製品生産事業請負契約約款（令和7年7月1日以降適用）

・製品生産事業請負標準仕様書（令和6年3月1日以降適用）

・四国森林管理局製品生産事業請負仕様書（令和8年4月1日以降適用）

なお、上記のダウンロードをもって請負契約約款、標準仕様書及び森林管理局仕様書の交付に代え、交付日は本公告日とすることとする。

【お知らせ】

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平

成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、四国森林管理局のホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。